

学会アーカイブズという課題

永井英治

はじめに

- 一 研究の研究における学会史料への関心
 - 二 学会アーカイブズはなぜ必要か
 - 1 アーカイブズと社会
 - 2 学会アーカイブズ固有の意義
 - 三 学会アーカイブズの障害は何か
 - 四 学会アーカイブズは何を収集対象とするか
- 終わりに

はじめに

今日、学会のホームページの中に、アーカイブズと題するページが含まれていることがある。⁽¹⁾ それらの「アーカイブズ」と名付けられたページを開くと、多くの場合、学会の運営や歴史に関する記録などをみることになる。学会の記録であるということから、それらのページは「アーカイブズ」と称されるのであろうが、その学会のホームページ全体がアーカイブズの保存対象であるとみることも可能である。⁽²⁾ あるいは、そのホームページに記された情報のいくらかが、「アーカイブズ」と名称を変えて記録されていくことになるのかもしれないが、そこにもまた評価選別という閑門が待ち構えている。

しかし、たとえその一部であるにせよ、学会の記録が残されることは、学術研究を省みる場合、極めて重要であることは間違いない。近年、人文・社会科学の分野において、戦中期の学術体制および戦後それに対する批判的検討が十分に行なわれてこなかつたことへの問い合わせが行なわれている。⁽³⁾ この背景には、学術史における問題意識とともに、高等教育機関における学部・学科の改組・再編が進み、既存の専門分野の枠組みが解体されつつあるという状況と、あらためてひとつひとつの専門分野が自らの存在意義を主張していかなければならないという認識がある⁽⁴⁾。このような現実的要請に基づき、近代日本の学術研究の制度的基盤としての高等教育機関・研究機関の整備・発展の中に個々の学術研究を位置付ける作業が求められているのであり、同じように、研究者の同業者集団としての学会が果たしてきた役割を解明することも必要とされよう。⁽⁵⁾ 学会誌に掲載された論文が学界の潮流を形成することや、社会的問題に対する声明などは、研究者個人・研究者集団・社会の関連などを知る有効な手がかりとなるこ

とが期待される。

このような期待に応えるためには、学術研究の基盤となる大学や学会を研究対象とすることが可能な条件を整備することが必要である。すなわち、大学や学会の史料を整理保管し、利用可能にすることであり、そのような組織を整えることである。このうち、大学史料に関しては、近年、大学アーカイブズの設置がみられるようになり、実際に大学アーカイブズを利用した研究もみられるようになつた。また、直接に大学アーカイブズを利用しなくても、大学アーカイブズと強い関わりをもつ大学史編纂⁽⁶⁾の成果も利用されつつある。

しかし、学会については、諸分野の学術団体において学会史への関心がみられるものの⁽⁷⁾、学会の運営や諸活動に関する文書記録を保存する具体的な動きは、個々の学会／学界の一部ではその必要性が認識されつつある⁽⁸⁾が、学会史料の重要性という一般化された視点からの声はあまり聞かれない。本稿は、学会運営のために作成してきた文書記録を保存するアーカイブズとして、学会アーカイブズという聞き慣れない術語を設定し、その課題を考えようとするものである。ここで、学会アーカイブズについて考える前提として、本稿が事例として言及する対象について述べておきたい。学会が研究者の同業者団体であることから、学会に占める大学関係者の比率は高く⁽⁹⁾、大学の組織（学部、学科やその構成員）を基盤として学会が構成されることも少なくない。したがつて、本稿では、学会と大学との関連を重視し、教育研究機関である大学の運営のために作成されてきた文書記録を保管する大学アーカイブズに期待を寄せた議論を展開する。また、そのことは別として、歴史研究者がアーカイブズをめぐる議論の一翼を担つてきたことと、歴史学界には多数の学会・研究会がある（言い換えれば、歴史学界を統合・代表するひとつの学会が事実上ない）ことにより、本稿では、歴史学とともに日本史を中心に、ひとつの学界に多様な学会が存在することを前提とした議論を展開する。したがつて、本稿では学会＝学界ではない。このような日本史研究の

現状が固有の問題を生み出しており、学会＝学界となるような分野では、問題は解決しているとすれば、それは望ましいことである。

一 研究の研究における学会史料への関心

はじめに、研究の研究、あるいは学術研究の社会学と呼ばれる分野において、諸研究の基盤であるはずの資料の保存利用という視点から、学会史料について、どのような議論が行なわれているかをいくつかの論考からみておきたい。

学術研究の社会学、とくに研究の制度的基盤の分析を主題とする中で、山崎博敏は、学界を「それぞれの高等教育機関で研究活動を行っている研究者により、地域を越え高等教育機関を越えて、研究する学問をめぐつてインフォーマルに形成された専門職集団（一七三頁）」と定義し、学界の機能を、一、研究者間のコミュニケーション・ネットワーク、二、研究活動上の動機づけと社会的統制の装置、専門的承認を中心とする評価や褒章の体系、三、資源配分、⁽¹⁰⁾とまとめた。⁽¹⁰⁾この定義と機能は、学界についてのものであるから、そのまま学会の定義・機能とは重なるものではない。何より、学会は会員によつて成り立つており、非会員が学会誌を読んだり、学会の大会等に参加したりすることは可能であつても、論文掲載など会員固有の権利は非会員には認められない。しかし、それ以外の点では、山崎が指摘する学界の機能は、学会の機能に読み替えることが可能でもある。山崎の著書では、学術研究の基盤として、大学、学部、学科、講座、学界が考察対象となつてゐるが、学会については取り上げられていない。しかし、学界に関する記述を読んでいくと、概ね学界＝学会と読み替えて不都合が生じるところは少ない。これは、学界を

横断するような包括的な学会が形成されている分野であるか否かによつて、違和感が生じるところでもあらう。⁽¹¹⁾

山崎のまとめによる学界の機能を学会のそれに置き換えてみると、資源配分は、これを行なつてゐる学会、それを主要な機能として発足した学会がある一方で、成立当初からこのようないくつかの機能と一線を画する学会もある。評価・褒章に関する機能は、学会誌に論文が掲載されることが評価の対象とされるため、学会の機能として認められることが可能である。これに対して、コミュニケーション・ネットワークは機能であるとともに、性格としての側面をもつと考えられる。学会の構成は多様であり、構成員のあり方によつて、そこで形成されるコミュニケーション・ネットワークも多様なものとなる。とくに、ひとつの学術分野を統合する学会が成立していない分野では、複数の学会が重複する構成員を擁しながら活動している。その場合、学術研究の制度的基盤としての大学との関係から、学会構成員が特定の大学に限定されるか、集中するか、特定の大学に限定されないかという分類が可能となる。あるいは、特定の地域の大学に集中する学会という分類項目も立てられよう。このような区分は、学会事務局のあり方に直結し、その結果、学会事務局に蓄積される文書記録の保管にも強い影響を及ぼす。それはまず、事務局が占有可能な空間が確保されるか否かという問題となつて現れる。すなわち、学会の現用文書すら保管場所が確保されるかといふ深刻な問題としてである。近年起こつた学会事務センターの業務停止という事態は少なからぬ学会に打撃を与えたが、学会事務センターの業務が成立したという事実は、学会事務という、確實に文書記録を発生させる業務が、多くの学会において、自ら処理できない／したくないことを意味するものであった。さらに、学会事務と密接な関連を持つ学会運営もまた、多くの会員の関心を集めるものではない。例えば、学会の大会当日、少数の参加者によつて行なわれる総会、あるいは、学会誌のうしろの方に掲載される総会議事録などは、学会運営に関わるようなことがなければあまり関心を持たれないものということになるのかもしれない。そのような関心の低さは、総会

議事録に集約される学会運営に関する書類などの保存体制に、おそらく直結するのであろう。このような推論を補うものとして、ここで、一九九〇年代・二〇〇〇年代に発表された「研究の研究」をサーキュエイした二つの論文をみてみよう。

一九九三年に発表された有本章「研究の研究における回顧と展望⁽¹²⁾」は「I. はじめに II. 回顧—「研究の研究」の動向 I. 高等教育社会学と社会科学の統合 2. 研究領域の分化と業績（1）科学知識（専門分野）（2）大学と社会と科学の関係（3）大学の研究体制・研究組織・研究単位（4）学術政策（5）学術研究の国際交流（6）研究の倫理 III. 「研究の研究」の評価と展望 1. 高等教育研究との関係 2. 全体とセンターにおける評価と展望（1）全体の場合（2）センターの場合」という構成からなっている。二〇〇六年に発表された阿曾沼明裕「研究の研究⁽¹³⁾」は、「はじめに 1. 研究領域の広がり 2. 学術知識、研究者集団・専門分野に関する研究（1）学術知識・内容（2）研究者集団・専門分野 3. 大学の研究体制、学術政策、社会との関係に関する研究（1）大学の研究体制（組織、財政）1) 研究費、財政 2) 組織 3) 研究評価 4) 研究後継者養成 5) 学術政策（2）学術研究と社会 4. まとめと今後の課題」という構成である。ここに掲げた構成からも読み取れるが、有本論文では、研究の研究の成立が扱われ、視線は対象とする研究の研究の内側に多く向けられている。これに対しても阿曾沼論文は、研究と社会との関連により関心が向けられている。このように視線は異なるが、両論文とも研究の基盤となる体制・組織・財政や同業者集団としての学界／学会についての研究を扱っている。研究の研究において、研究を進める基盤が対象となるのは当然であるが、両論文とも、研究対象である研究資料をどのように組織的に整備・調達するかといった研究環境についての関心は読み取れない。これは、個別の分野において研究資料の入手は研究作業の一環とされ、個々の研究分野を越えた資料整備への関心が、研究の研究において希薄である

ためのように思われる。⁽¹⁵⁾しかし、社会科学におけるデータ・アーカイブの成立にみられるように、それ自体が成果であるような資料収集の結果を提供する試みも定着しつつある。⁽¹⁶⁾

いっぽう、両論文と同時に発表された「高等教育史研究の回顧と展望」⁽¹⁷⁾では、大学史編纂にともなう史料収集に言及している。一九九三年に発表された「高等教育史研究の回顧と展望」⁽¹⁷⁾では、大学史編纂にともなう史料収集に言及するにとどまるが、二〇〇六年発表の「近代日本の高等教育の歴史研究の展開」⁽¹⁸⁾では大学アーカイブズの整備状況が論じられるに至っている。これは大学史と大学アーカイブズが密接な関連を持つていることの表現であり、大学史というひとつのジャンルに限定されるからその史料に関する議論が可能なのであるという批評は可能である。しかし、大学史の内容は、高等教育政策史、学生・教員をめぐる社会史、教育課程の変遷、学術の歴史など、多岐にわたるものとなつており、大学史の研究者は、大学アーカイブズにこれら多様な研究関心に対応する多様な史料を期待する。大学アーカイブズにおいても、その所蔵史料とそれらへの関心は、大学そのものと同じように多様である。大学史研究という学際的 possibilityを持つ分野においては、多様な史料が存在し、個々の大学アーカイブズにおいて、利用のための環境整備が行なわれつつあるといえよう。

大学史はひとつのジャンルであるが、大学という存在が学術研究の制度基盤のひとつであることから、大学史研究は、学術史、学術政策史と共有する部分を持つ。研究の研究を歴史的視点から行なおうとする時、大学史研究はその一翼を担うものとなるはずであるが、そのような大学史研究を可能とする大学アーカイブズの整備が意味する研究環境の整備は、研究の研究においては分析対象として積極的に取り上げるものとはなつていない。このような認識にとどまる限り、学会の運営記録の重要性もまた認識されないものとなる。しかし、それは、学術史を構成する重要な史料の消失につながる。学術史への関心が希薄で、細分化された主題での研究に従事し得る者は、この

ような現状が将来する事態への危機感を持たなくとも研究の持続は可能である。しかし、自らの専門分野の存在意義を歴史的に論じる必要に迫られた時、分析の対象となる史料の消失に気が付くことになる。

二 学会アーカイブズはなぜ必要か

1 アーカイブズと社会

Archives に適切な訳語を与えられず、結局はアーカイブズと表記せざるを得ない現状は、アーカイブズの日本への導入が図書館や博物館よりも遙かに遅れたことに拠る。そして、そのことは、アーカイブズがどのような社会的意義を有するのかについての了解を一般的には得られていないという問題に帰着する。それは、アーカイブズを社会の重要な構成要素と見る意識⁽¹⁹⁾アーカイブズ文化⁽²⁰⁾が社会に定着していないことを意味する。多くのアーカイブズが、必ずしも本来の業務とはみなし難い展示を重視しているのは、アーカイブズの存在を周知させなければならぬ現状に起因する。

これに対しても、欧米ではアーカイブズの存在を自明とするようすを、たとえば、小説や映画などにみると分かる。とくに推理小説やそれを映画化した作品の中では、事件解決に至る重要な手がかりがアーカイブズで得られることがある。また、物語の時代設定が現代でなくとも、欧米の作品ではアーカイブズが重要な役割を果たすことがある。これを日本の読者・観客がみると、そのような施設が実在することが理解されず、ストーリー展開のための不自然な設定とみなされることになろう。アーカイブズ文化の差異は明らかである。

しかし、アーカイブズに関して後発である現在の日本においても、自治体アーカイブズ、大学アーカイブズ、企

業アーカイブズなどの存在が少しづつ知られるようになつてきている。それらのアーカイブズは、設置母体の記録保管の施設として設置される。そして、設置母体の性格により、それぞれのアーカイブズは固有の機能を持つ。その上で、それぞれのアーカイブズには共通する存在意義⁽²¹⁾があることを確認しておきたい。すなわち、アーカイブズの設置母体は単独に存在しているのではなく、それぞれが社会を構成する要素となつて有機的関連を持つて社会を形成している。それゆえに、それらのアーカイブズの存在もまた、設置母体の記録保管だけでなく、社会の記憶装置を構成する単位としての機能を持ち得る。⁽²²⁾大学アーカイブズは、大学関係者のみに必要な存在ではない。社会の中には存在している大学のアーカイブズとして、社会的機能の一端を担つている存在である。そして、社会の記憶装置を不可欠とする認識が共有された時、社会的機能の一端を担う組織はアーカイブズを必要不可欠とすることになる。⁽²³⁾このような説明が、アーカイブズの一例としての学会アーカイブズの必要性を担保するものとなる。すなわち、学会アーカイブズの存在意義は、何よりもまず、学会の構成員である研究者の研究活動の社会性に求められるのである。

2 学会アーカイブズ固有の意義

遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識⁽²⁴⁾』は、歴史学研究会と日本史研究会という東西二つの学会の大会テーマを追うこととで、戦後史学史を描き出している。特定の大学に基盤を持たない二つの学会が戦後歴史学の潮流を作り出してきたところに、学術史における学会の役割が端的に現れているといえよう。遠山の著書の分析対象は、公刊された大会報告・論文であり、個人もしくは図書館の蔵書を利用することで可能な方法である。しかし、公刊されていない部分、例えば、なぜその大会テーマが選ばれたか、選ばれなかつたテーマにはどのようなものがあつたか、そ

れらについてどのような議論が学会内部で行なわれていたかといった疑問を持つたとき、その先へ進むことは容易ではない。

歴史学研究会は、コンパクトながら学会史を刊行している⁽²⁵⁾。その構成は、史学史に関する回想と座談会・対談、年表と若干の資料からなつており、記録文書などの一次史料に基づいて学会史が論じられたことはない。しかし、史学史は、研究潮流の歴史のみで完結するものではない。社会との関わり、運動史などを視野に収めた時、参考すべき史料は大きく広がるが、それらの史料はどこにどのように保管されているのであろうか。歴史学では、個別の研究においては研究史が重視され、史学史の意義も高く評価されよう。そのような歴史学の有力学会においても、学会史は今後の課題といわざるを得ないのである。

歴史研究者は史料の保存を訴える。それは、史料分析に基づいて立論する歴史研究の存立基盤に関わるからであり、職業的本能といえるのかもしれない。とすれば、学会史が学術史以外の部分で史料的制約を有する現状は、研究者の関心の所在を示すものであるのかもしれない。多くの場合、歴史研究者は史料保存を要請する主体となつても、客体となる経験に乏しいのであろう。学会アーカイブズは、研究者に史料の保存主体となることを要請することになる。そして、その必要性は、学術的には、学会という存在を歴史的に検証し、学会史を構成要素として含む学術史への認識の度合いに拠っている。そこで行なわれる作業は、歴史学においては、自らの研究方法を自らに向けて行なうことになる。すなわち、学術研究という社会的分業のひとつを、それ自身研究の対象に置き、自らの存在意義を歴史的に検証するのである。したがつて、この作業を不要とする学術分野は、自らの存在意義を歴史的に検証することを不要とすることになる。過去を省みることなく、研究の最先端を追求することのみに価値を認める研究分野でなければ、その素材を提供すべき学会アーカイブズを整備する必要性は認識されるはずである。

三 学会アーカイブズの障害は何か

学会アーカイブズの必要性が理念として認められたとしても、多くのアーカイブズと同じように、現実的な課題は山積している。とくに、学会アーカイブズの場合、学会という組織の運営の実際が問題となる。

学会が研究者の同業者団体であり、とくに人文社会科学系の研究者が多く大学に籍を置いていることから、学会のあり方は、前述した分類を整理して、およそ次の三形態になるものと考えられる。①特定の大学に基盤をもたず、事務局も大学の外にある。②特定の大学に基盤をもたない（ことになつて）が、事務局は特定の大学内にある。③特定の大学の教員・学生などで構成される学会。②の変形として、事務局がいくつかの大学を移転していく場合がある。

このような学会の形態は、事務局のあり方を大きく規定しており、学会に関する記録文書の保管場所というアーカイブズの物質的な基盤の問題に直結している。今日、学会規模は別として、歴史学系とくに日本史の学会で①に該当する学会は、②③に比べて少数派であると考えられる。また、①の場合においても、事務局に十分なスペースを確保できているとはいひ難い。このように、学会アーカイブズの必要性が認められるとしても、まず「どこに保管するのか」という根本的問題が立ちはだかることになる。それぞれの場合について考えてみよう。

③の場合は、大学文書のひとつとして扱うという方法があるが、これにも考慮すべき点がある。まず、特定の大學の教員・大学から構成されているとしても、学会という組織形態を取る以上、大学とは別組織の任意団体とみなされることになる。特定の学部・学科等において全員加入が義務付けられている場合、当該学会は大学の教育研究

機関として理解され得るが、敢えて大学の一組織と異なる位置付けを与えることには、相応の理由がある。このような学会に参加する会員の活動を考えた場合、退職した元教員や卒業生が学会報告や論文を掲載することがまず考えられるが、大学全体として考えた時、旧職員や卒業生を排除すべき理由はない。これは、大学アーカイブズが同窓会・同窓生の関係文書・記録を収集対象とすることを考えれば自然な発想である。

しかし、このような発想も、大学アーカイブズの存在如何によつて左右される。事实上大学の教育研究組織の一部として、あるいは大学全体または学部・学科等の事務組織が支援すべき存在と位置付けられている場合、学会運営の実務や関係書類の保管は、事務組織に担われる。ただし、形式上、別組織という位置付けが与えられている場合、大学組織の事務文書の保管規程の対象とはなり難く、その保管は専ら慣行／裁量という廃棄の危険性を伴うものとなりかねない。このような文書記録を大学アーカイブズが収集の対象と積極的に位置付けなければ、それらの保管はかなり困難となる。さらに、研究資料を大学アーカイブズの対象に積極的に位置付けない発想が多い現状では、このようないわば大学内学会の史料の保管には悲観的にならざるを得ない。あるいは、大学の支援に関わる部分、学会財政の部分は、大学運営の一部とみなされ、大学アーカイブズの収集対象とされるかもしれない。しかし、その場合、学会が学会たる所以である研究活動に関しては、学会誌が図書館の蔵書となることで肩代わりされ、大会報告の記録、報告レジュメなどは意図的に収集されないことにもなりかねない。これらの根底には、学会の研究活動の記録を積極的に保管しないという問題が横たわっている。

②の場合はさらに学会史料の保管は困難となる。この場合、特定の大学に基盤を持たず、会員資格等ですべての研究者に開かれた学会であることに学会自体が存在意義を認めていることが少なくないため、特定の大学との関係は希薄でなければならない。もちろん、学会運営という実務的なレヴェルで特定の大学に事務局が設定されたり、

特定の大学の教員・大学院生などに学会運営が集中したりする傾向は否めないが、理念としては、大学とは別組織の研究者の任意団体である。このため、①の場合と異なり、大学アーカイブズが積極的に収集対象とする理由付けが困難となる。何よりも、これらの学会の場合、学会にとつての現用文書の保管自体が困難な問題となる。

しかし、解決の可能性は皆無ではない。これらの学会の場合も、実態においては、特定の一大学ないし複数の大学の教員等に運営が集中していることが多い。それらの大学では、学会運営に強く関わることで、学生・院生への教育等においても学生の自発的な参加を促す効果、学生・院生に参加の機会を与えるという効果を期待することができる。とすれば、これは教育の一環であり、課外活動の一種である。それが複数の大学にまたがっていても問題ではなく、大学間の連携と捉えることが可能である。学生生活に関する史料は、大学アーカイブズの収集対象のひとつであり、それが学術的な活動であることは、大学が教育研究機関であることを考慮すれば、学生生活の一史料であることに遜色はない。

以上は、学会史料を大学アーカイブズが収集することに収斂する。そして、現実的な問題としては、大学アーカイブズが学会アーカイブズを代行することの理由付けが問われることになる。概括すれば、形式的ないし理念的に当該大学とは別組織とされる学会を舞台に行なわれた、当該大学の現／旧教職員・学生を中心とした教育研究活動に関する史料を大学アーカイブズが収集することの意味付けが問題となるのである。大学が教育研究機関であるという前提に立てば、当該大学の現／旧の構成員が中心となつて行なつた教育研究活動に関する史料を大学アーカイブズが収集することにどのような理由が必要か、私自身、このような議論の必要性を自明視することには躊躇する。しかし、すべての大学にアーカイブズが設置されているのではない現実、既設の大学アーカイブズがどのような文書記録／史料を収集しているかの個別性、そして、大学アーカイブズも収容量には限界があるという制約などの事

情から、大学アーカイブズに一律の史料保存要請をすることは現実的ではない。個々の大学アーカイブズには、それぞれの目的・理念があることを否定することはできない。しかし、大学アーカイブズの設置母体である大学とは社会においてどのような存在意義を有するのかを考えたとき、教育・研究に関わる史料への対応は、大学アーカイブズを問うものとなろう。

次に①の場合について考え方。特定の大学に基盤を持たないことを理念としても形式としても重視することの象徴として、このような学会では事務局は大学外に設置される。学会の大会会場が特定の地域に集中せざるを得ないことと同じ理由で、事務局もまた特定の地域に置かれることが多い。それらの地域の不動産・賃貸物件価格に反比例して、事務局の物理的スペースは制約される。学会アーカイブズを持つだけの物質的基盤が、①のような学会にあるとは限らず、少なくとも日本史系の学会では非現用文書を保存し得る十分なスペースが確保されているという話を聞かない。

しかし、遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識』に描かれたような、戦後史学史の潮流を作り出してきたのは、このようだ、特定の大学に基盤を持たない学会であつた。そこには大学アカデミズムへの批判が伏流していたと考えられ、それゆえに、特定の大学に基盤を持たないことが重要な意味を持つていた。ところが、そのような学会固有の存在意義が、学会の記録文書を保管するための物質的基盤整備のためには、有効に機能しないのである。これらの史学史が、遠山の採用した方法のみで可能であるとは考えられないが、戦後の一時期にせよ学界の潮流を作り出してきた学会史に関して、学会史料の保存如何によつて遠山の方法をさらに掘り下げるることは不可能となつていくのである。

では、学会アーカイブズという発想を妨げるものは、物質的基盤の問題に収斂させてしまつてよいのであろうか。

四 学会アーカイブズは何を収集対象とするか

学会が研究者の同業者集団である限り、学会の存在意義、目的、活動内容などは、研究という枠組みの中に位置付けられる。もちろん、学会も社会から孤立して存在しているのではないから、社会に対するさまざまな発信が行なわれることも少なくないが、それらの多くは研究との関わりを持つものとして発信される。しかし、個人の作業として行なうことができる研究に即して、同業者が組織を結成した時、組織を運営するという課題が生じ、学会の諸活動は、この組織の活動の一環となる。このようにみた時、学会という組織が運営されていくために、さまざまな文書記録が作成されることになる。

そこで、個人的な経験を踏まえて（したがつて、学会の規模は大きくない）、学会で作成される文書記録を分類すれば、大きくみて、

一、学会の運営に関する文書記録

二、部会、委員会などで担われる学会諸活動に関する文書記録

三、会費管理、学会の財政等に関する会計帳簿類

以上の三点にまとめられよう。ただし、会員の把握や会費値上げ等の問題は会の運営に関する問題であり、大会の企画・運営や大会報告などを掲載する学会誌の刊行は学会活動の重要な柱であるとともに会の運営にも大きく関わる問題であるから、この分類は、作成された文書記録を見る場合のひとつ目の目安に過ぎない。学会内にいくつかの活動単位が設定され、その活動単位ごとに記録が作成されていると考えたとき、このような分類が可能ではない

かとする試論である。

この分類のメリットは、各分類に属する活動の成果が、それぞれ独立した形式で表現されることにある。会の運営と会計は学会総会の資料となるが、多くの場合、会計報告は独立している。また、学会諸活動は、大会、シンポジウム、例会等の運営、学会誌の刊行（にともなう投稿論文の審査、編集）、学術行政や学会に関連する対社会的な意思表明などが挙げられるが、それらの活動の結果は、大会報告やシンポジウム・例会の記録として、または学術論文として、または声明などに結実する。このように、活動の諸過程とその結果という視点から見たとき、この分類は、活動のどの段階（まで）がどのように公表されているのかの差異を反映したものとなつていて。

例えば、日本史系などの学会でしばしば行なわれる遺跡保存運動の場合、声明文が会誌に掲載されたり、シンポジウムが開催されその報告が掲載されたりすることがある。シンポジウムの記録には保存運動の経緯などが記されることもあり、なかには公式の発掘報告書が書かない事情がわかることがある。⁽²⁶⁾しかし、声明文でしか学会としての活動が伝わらない場合もある。運動史の視点からそれらの史料が利用されるべきことは論を俟たないが、遺跡が保存できなかつた場合も含めて、新たに発生する問題に対処するための参考として、このような情報が有効に利用されることも考えられる。

学会誌の編集では、特集が組まれた場合に編集の意図などが記される。しかし、紙数の制約などから、採用されなかつたテーマなどに言及することはあまりない。編集作業の一環である投稿論文の審査については、検討をする。研究者は論文を公表するために執筆するのであるが、公表以前の論文に関する情報は慎重な扱いを必要とする。また査読結果を記した書類などは、審査自体が匿名で行なわれる場合、それに関する記録は公開されることを前提としない。査読結果によつては、個人に不利益をもたらすことも考えられる。⁽²⁷⁾このことは、しかし、記録を作

成・保存しないことの必要性を意味するものではない。学会誌がどのような編集方針のもとに編集・刊行されているかは、学会の性格を知る貴重な手懸かりとなり、ときには学会史にとどまらない学術史上の意義を持ち得る。また、投稿論文が不採用とされた執筆者が、その理由の開示請求を求めた場合、説明責任を果たすべきことも考えられる。したがって、編集会議録のような記録は、慎重な扱いを要する部分もあるが、公開の可能性を含んだ保管が求められる。

また、大会報告やシンポジウムなどは、終了後しばらくしてその内容が学会誌に掲載される。遠山茂樹の方法が可能であつたのもこのゆえである。しかし、紙数の制約から、大会当日に配布された詳細なレジュメ、とくに史料は、そのほとんどが割愛されてしまうことが少なくない。直接報告を聽けなかつた者は、報告者がどのような史料とその解釈から立論しているかわからないという事態が生じることになる。また、報告後の討論も、執筆者の努力ではカバーしきれない紙数の制約がある。同時代の人間は、大会に参加するという行動が可能であるが、そうでなければ、あくまでも公刊された文章に拠らなければならない。報告レジュメのような文書は、学会運営が正常に行なわれていれば、保管されているべきものである。公刊された文章は、報告後の修正が加えられることがあり、当事者としては、報告そのものや報告レジュメを未定稿と位置付けるものでもある。しかし、学会での報告という性格を考えた時、それは公表されたものであることを否定できない。とすれば、このような史料は、希望者が参照できるようすることを積極的に妨げる理由は乏しく、また、公開へのハードルは低いと考えるべきである。

以上にみたような学会活動は、少なくとも結論部分が公表されることにその特徴をみることができる。言い換えれば、ある結論が公表されるために、学会の活動がある。しかし、結論に至る過程や結論が、公表したくても公表する分量を制限されることを前提として、あるいは決定稿を公刊するという慣行の下に、この結論は存在するので

あり、公表されない部分にアクセスすることは、現状では不可能である。

学会の運営に関する記録⁽²⁸⁾、学会の財政に関する帳簿類などは、学会が運営される過程で必然的に生じる書類であるが、学会の活動はそれらを作成するために行なわれるものではない。前年度の活動報告や会計報告が学会誌に掲載されることもあるが、それは会員に対する活動報告として掲載されるものであり、正常な学会運営が行なわれていることの挙証として存在する。この中には、学会活動の基本方針を決めるような、学会の具体的な運営というよりも、抽象的な指針も含まれることがある。そして、それは、学会の性格を歴史的に考える場合に重要な史料となることがある。また、学会運営の基礎となる会員把握に直接関わる会員名簿は、その性格上、慎重な取り扱いが必要となるが、誰が会員であるか／あつたかという事実は重要な意味を持つものもある。

学会活動の結果作成される文書記録を以上のように捉えたとき、学会という組織の運営上作成された業務文書・記録は、学会活動の一部を記録するものであることが理解されよう。しかし、設置母体が業務遂行のために作成した文書記録をアーカイブズの収集対象とするという原則を大学に適用させ、教育研究という大学の機能にもつとも即した部分が対象から外されがちな現状⁽²⁹⁾では、学会アーカイブズという発想も、学会の運営に関する記録が中心と考えられることは十分に予想される事態である。はじめに述べた、学会ホームページは、その方向性を示している。あらためて、何のために学会アーカイブズという発想が必要であるかが問われよう。

おわりに

学会アーカイブズを必要とする発想は、学会固有の意義とアーカイブズ一般の存在理由から説明される。

アーカイブズ一般として、まず、組織は自らの記録を保存する。その組織が社会的機能を有するとき、組織の記録もまた社会性を帯びたものとされ、組織が有する公共性のうえに記録もまた公共性を有するものとして、社会に公開される。研究者もまた社会的存在であり、研究も社会の機能の一部である。このような研究者の同業者集団である学会は、研究者相互、そして研究者と社会をつなぐ媒体として機能する。研究成果の公表は、多くの場合、同業者に向けて発せられるが、公表されることにより同業者以外のアクセス也可能となる。

研究に関する学会活動の記録は、学会が研究者の同業者団体であるという大前提から要請される。とくに、論文として公表される以前の過程をさかのぼって知りたいという要請のためには、この部分の記録が重要である。通常の研究史整理では、公刊されている論文を対象として了解されていようが、学術史とその一部をなす学会史の分析や、一人の研究者の足跡を追検証しようとする場合など、公刊されていない部分の分析が必要となる。

一方、学会アーカイブズをアーカイブズのひとつとして捉えたとき、運営に関する記録は、アーカイブズとして基本的な収集対象となる。その場合、学会運営の記録は、学会史からの関心の対象となる以外に、学会という研究基盤の研究という対象、学会運営そのものが研究対象となることが考えられ、さらに、そのような学術的な関心とは異なる利用も想定される。たとえば学会に対する批判のために利用されることも想定されるのであるが、ひとつ組織のアーカイブズとして、そのような事態に対応することも求められよう。研究史料においても、研究者以外の利用を排除すべきではない。⁽³⁰⁾

このように、学会アーカイブズ固有の意義は、学会が研究者の同業者団体であり、研究のために存在しているということに係るものであり、それゆえに研究に関わる活動の記録が学会史料に含まれるということに認められる。学会アーカイブズが、アーカイブズ一般として社会に共有され、その結果、研究者による利用も容易となる。学会

史料への個人一般によるアクセスを可能とすることが、「学会アーカイブズという課題」である。

本稿では、学会アーカイブズの必要性を論じてきたが、そのための有効な処方箋は用意できていない。保管場所という物質的条件とともに、誰がそれを整理するのか、というもうひとつ根本的問題に至つては、学会運営そのものの負担を考えたとき、打開策に詰まるのが現実である。実際には、当該大学に関係の深い学会史料の保管を大学アーカイブズに期待せざるを得ない⁽³¹⁾。あるいは、それ以上の整理が行なわれないまま事務局での管理を期待するしかないが、破棄されてしまうよりは可能性が残されると考えるか、事実上利用困難な史料を保持し続けることの負担を軽減するか、選択が要請される。個々の大学アーカイブズには固有の課題があり、一律に学会アーカイブズの肩代わりをすることは現実的ではないが、それでも、アーカイブズに保管されれば、その史料にアクセスするための負担は軽減される。このことのメリットは、利用者にとつては大きい。

今後の課題であるが、当該分野を専門とする研究機関が当該学術の歴史に関する史料を収集する形で、学会史料を移管させることが考えられよう。この点で、神奈川大学日本常民文化研究所に民族学振興会文書が移管された事例は、ひとつの方針を示すものであろう⁽³²⁾。また、前掲の『岩波講座「帝国」日本の学知』は、いくつかの学会史料の保存状況を紹介しており参考になるが、それらが、現在は存在しない学会の史料であることが象徴的である。それらは、関係者の努力により移管先が見つかって廃棄を免れ、幸運にも現在に残されているのである。学術研究の足許が、偶然に委ねられているのは、現在の学会史料においてもまったく変わらない。

注

(1) これは、アーカイブズという語が翻訳抜きで浸透してきたことと関わるものであろう。

(2) 国立国会図書館電子図書館計画では、ウェブ・アーカイブが構想されている。「国立国会図書館電子図書館中期計画」
「1100四」、http://wwwndl.go.jp/aboutus/elib_plan2004.html 1100六年一二月一一日現在。

(3) 山本武利・田中耕司・杉山伸也・末廣昭・山室信一・岸本美緒・藤井省三・酒井哲哉編『岩波講座「帝国」日本の学知』全八
巻、1100六年、岩波書店、に収録された諸論考にいのよる問題意識が認められよう。

(4) これは既成の学術研究においても、存在意義を自ら主張していかなければならないことを意味する。いの点で、アーカイブズ
学が学術として存立し得るかという問いそのものは、学術一般に対する問い合わせとして存在するものであり、アーカイブズ学が日本
において後発の学術分野であるからいとやらにその存在意義を主張しなければならないと考えることは、既成の学術を既得権化
する発想となることに留意すべきである。

(5) たとえば、平田健「日本古代文化学会の活動とその評価をめぐつて—戦時下の考古学史を理解するために—」『古代文化』第
五七巻一二号（通巻五六三号）、1100五年十二月、古代学協会、は学会機関誌の分析により、当該学会の性格を明らかにしよ
うとしたものである。

(6) 少なからぬ大学アーカイブズが、大学史編纂のために収集した史料の責任ある保管体制の構築を理由のひとつとして設置され
ており、そうした経緯を踏まえた上で、大学アーカイブズは大学史編纂とは目的が異なるという意見がある。公刊される年史類
は、一定の年限で終了する事業であるが、大学史という歴史編纂はある時点をもつて終わるべき性質の行為ではない。いのよ
に考えれば、大学の歴史を検証していく作業は、大学アーカイブズが担うべきであると考える。

(7) 国立情報学研究所のNACSIS Webcatを利用して「学会+年史」「学会+あゆみ」「研究会+年史」「研究会+あゆみ」で検索
した結果から、学術団体ではない団体、写真集を除くと、一二二八件となる（1100六年一二月八日現在）。これに対して、同
じく国立情報学研究所の学協会情報発信サービスに登録された学術団体は全九一八団体である（1100六年一二月八日現在）。
NACSIS Webcat では、「協会」「協議会」の語を検索対象とした場合、当該団体が学術団体であるか否かの判断が困難であるため
除外しているので、この数字が学術団体の年史的刊行物を網羅したものとはなっていない。また、学協会情報もすべての学術団
体を網羅しているわけではないが、両者の数字を比較する限り、年史を刊行している学術団体は全学術団体に対してもかなり少な

い」とは首肯されよう。

- (8) 中生勝美「G H Qと民族学・民俗学—民族学振興会文書に見る戦中・戦後の学術界」『歴史と民俗 神奈川大学日本常民文化研究所論集』111、1100五年三月、神奈川大学日本常民文化研究所編、平凡社刊、は学会文書を利用して学術史を再構築する試みであるとともに、学会文書の重要性を具体的に指摘している。中生は、同様の作業を「民族研究所の組織と活動・戦争中の日本民族学」『民族学研究』第六二巻第一号、一九九七年六月、日本民族学会、などの論考で実践している。また、太田壮一郎「資料あるいは史料としての大坂歴史学会」『ヒストリア』第1100号、1100六年六月、大阪歴史学会、は短文ながら、学会文書・記録の保存を提言したものである。海外の事例について一、二の例を挙げれば、イギリスの王立協会 The Royal Society のホームページ (<http://www.royalsoc.ac.uk/>) 1100六年11月7日現在) の Library and Archives の中にデジタル・アーカイブズが構築されている。ハーリッド、administrative archives, administrative correspondence などの記録も含まれており、十七世紀後半以降の運営記録などの存在がわかる。また、王立歴史学協会 The Royal Historical Society は、一八六八年創設以来の記録をロンドン大学に保管している (http://www.rhs.ac.uk/lib_archives.html 1100六年11月7日現在)。
- (9) もちろん、大学関係者が一部にとどまる分野もある。人文科学においても、考古学やアーカイブズ学などのように、現場で資料を扱う人々が多くを担う分野では、そのような傾向が強いといつてよいであろう。
- (10) 山崎博敏『大学の学問研究の社会学—日本の大学間および大学内の分業を中心に—』、一九九五年二月、東洋館出版社。
- (11) 有本章「専門分野と大学システム—科学社会学と高等教育学の統合一」『大学論集』第110集、一九九一年三月、広島大学大 学教育研究センター、は「学界（その単位は個々の学会）（七五頁）」として学界と学会を弁別しながら、同時に「学界（あるいは学会）は科学者共同体であり、個々の学者の集合体であるとともに、専門分野（academic discipline）の結社であるという性格をそなえている（七六頁）」ふむ記している。
- (12) 『大学論集』第111集、一九九三年三月、広島大学大学教育研究センター。
- (13) 『大学論集』第三六集、1100六年三月、広島大学高等教育研究開発センター。
- (14) フィールドワークやドキュメンテーション、原蔵者のもとの資料調査を必要とする領域では、その觀が強いと考えられる。

また、そのような領域では、資料収集における研究者の倫理も課題とされる。

- (15) 新堀通也『日本の学界・《学勢調査》にみる学者の世界』、一九七八年四月、日本経済新聞社「日経新書」、にも資料環境への言及はみられない。また、有本章編『学術研究の改善に関する調査研究—全国高等教育機関教員調査報告書—』(高等教育研究叢書一〇)、一九九一年三月、広島大学大学教育研究センター、は研究環境の改善のための調査報告を行なつたものであるが、研究環境の重要な一部をなす資料状況への関心はみられない。

- (16) 一九九八年四月、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターに、社会調査の個票データを収集したSSSJデータ・アーカイブが設立されている。佐藤博樹・石田浩・池田謙一『社会調査の公開データ 2次分析への招待』、二〇〇〇年一二月、東京大学出版会。

- (17) 『大学論集』第二二集、一九九三年三月、広島大学大学教育研究センター。

- (18) 『大学論集』第三六集、二〇〇六年三月、広島大学高等教育研究開発センター。

- (19) アーカイブズの存在を当然と考える意識が一般化すれば、このような概念は、歴史的なものとなる。

- (20) ここで二つのSF映画を紹介したい。ジョージ・ルーカス監督『スター・ウォーズ エピソードII クローンの攻撃』二〇〇二年、二〇世紀フォックス、では、事件の手がかりを求めてアーカイブズを訪れた主人公が当該記録の不在を疑うが、アーキビストから「ここに記録がないものは存在しない」と宣告され、それを独自に調査し、当該記録が消去されていたことが判明する。アーカイブズの真正性神話を揶揄するストーリー展開となつていて、事実究明あるいは事実改竄のためにまずはアーカイブズへという発想が自明のこととなつていてることが注目される。また、サイモン・ウエルズ監督『タイムマシン』二〇〇二年、ワーナー、では、未来世界に辿り着いた主人公が、「図書館」のホログラムから過去の情報を得る。この「図書館」は、社会の情報を収集整理するものであり、まさに社会の記憶装置である。SFという虚構世界であつても、ストーリー展開を助ける小道具に共感が得られなければ、ストーリーそのものが受け入れられないと考えられる。とすれば、これらの虚構の背景に、アーカイブズ文化が根付いているとみることができよう。

- (21) 設置母体が業務の遂行上作成した文書記録を保管するという、アーカイブズ一般に共通する機能は、大学アーカイブズを論じ

る際などに議論されている。

(22) ここから、アーカイブズの連携が生まれるが、現状でのアーカイブズの連携は史料保管をどこが行なうかの分担を念頭において議論される。

(23) このような議論により、企業アーカイブズや私立大学アーカイブズにおいて、設置母体が業務上作成した文書を保管し、公開することの必要性が説明される。対象を私立大学に限定して論じれば、私立大学は *private school* ではない。私立大学の学生は、特定の人々に限定されるものではなく、門戸は国立大学法人などと同じように一般に開かれている。この意味で、私立大学は *public school* であり、公共性を有した組織である。したがって、もしも、私立大学の文書は公文書ではないから、公開の責任がないという説明がなされるのであれば、それは誤解を招くのみである。さらに、一般的には刑法上の概念に発する公文書・私文書という区分が、アーカイブズあるいは古文書学において、どのような有効性を持つのかということの検討を抜きに、国や自治体などの行政体であれば公、それ以外は私、という二分法を墨守できるものではない。

(24) 一九六八年六月、岩波書店。

(25) 歴史学研究会編『歴史学研究会四十年のあゆみ』、一九七一年十一月、歴史学研究会、同編『歴研半世紀のあゆみ』、一九八二年十一月、歴史学研究会、同編『戦後歴史学と歴研のあゆみ—創立六〇周年記念—』、一九九三年五月、歴史学研究会。

(26) 山川均「書評・篠山市教育委員会編『八上城・法光寺城跡調査報告書』」『ヒストリア』第一九二号、一九九四年十一月、大阪歴史学会、は同報告書が扱わなかつた八上城遺跡保存問題について、八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論—丹波国八上城遺跡群に関する総合研究』、二〇〇〇年六月、和泉書院、が経過説明を行なつてることを指摘し、同報告書を批判している。

(27) 麓信義「もう少し学問的な議論を—体育学研究の論文審査に対する疑問」『体育の科学』第三六卷第一号、一九八六年一月、杏林書院・体育の科学社。守一雄「チビクロさんぽ」はどう評価されたか—『教育心理学研究』『読書科学』の不当な審査に抗議する」「信州大学教育学部紀要」第八四号、一九九五年三月、信州大学教育学部。麓信義「教員養成学部教官の意識調査論文はどう評価されたか—学会誌の論文審査体制の問題点」『弘前大学教育学部紀要』第九〇号、二〇〇三年十月、弘前大学教育学部。これらは学会誌の論文審査の方に対しても問題提起するもので、学会アーカイブズが整備されれば、解決の方法は変化するの

かもしれない。

(28) 個人的な経験によれば、これらの作成は、事務局担当者の事務処理能力に左右される。記録の保存以前に、記録の作成段階から、個人の能力・負担に影響されない方法を考慮する必要がある。

(29) 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、二〇〇五年十二月、京都大学学術出版会、は日本の大学アーカイブズに関する初の論文集・資料集といえるが、同書に収録された諸論考からは、研究資料を大学アーカイブズが収集対象として位置付けることに消極的な発想が窺える。

(30) 史料となる文書記録、データの作成者の作成意図と異なる利用が行なわれることについて、とくに悪意による利用を制限したいという配慮が仄聞されるが、学術的な批判であつても当事者にはストレスとなり得る。しかし、利用を制限する発想は、往々にして制限される側にない立場から出てくることからも、利用制限には慎重であつてほしい。

(31) 本稿では職業的研究者として大学に在籍する研究者を念頭において議論してきたが、歴史研究では、地域に根ざした市民による歴史研究の団体も多くみられる。それらの団体では、公立図書館を活動の場とすることが少なくない。これを一步進めて、それらの研究団体の文書記録を活動の場で保管することができれば、地域史研究を考える重要な史料の散逸を防ぐことになる。もちろん、これらの史料は、自治体アーカイブズで保管する方法もあるう。

(32) 中生勝美「GHQと民族学・民俗学—民族学振興会文書に見る戦中・戦後の学術界」(前掲) 参照。

(ながい・えいじ 南山大学史料室)